

平成18年3月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の一部改正について

老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整については、「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」（平成10年3月31日保険発第51号、老健発第70号）により取扱われてきたところであるが、今般、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成18年年厚生労働省告示第92号）が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の一部を次のように改正し、同日から適用することとしたので、その取扱いについて遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 から 4 までを次のように改める。

1 この通知において、「包括点数」とは以下の診療料をいう。

診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示92号）（以下「診療報酬点数表」という。）に掲げる次の診療料

ア 外来診療料

イ 一般病棟入院基本料

- ウ 療養病棟入院基本料
- エ 有床診療所療養病床入院基本料
- オ 特定入院料
- カ 生活習慣病管理料
- キ 在宅時医学総合診療料
- ク 在宅末期医療総合診療料

2 調整方法

包括点数の算定対象となる患者について、老健法に基づく医療に要する給付又は健保法に基づく療養の給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる場合の、老健法若しくは健保法又は公害補償法に基づいて支払う費用は、次のとおりとする。

(1) 老健法又は健保法に基づき支払う費用

包括点数の算定対象となる患者について、診療報酬点数表により算定した額の合計額から、下記(2)により公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額（控除後の額が0円以下である場合にあっては0円。）

(2) 公害補償法に基づき支払う費用

当該包括点数にその費用が含まれている診療行為のうち、公害補償法の支給対象となるものについて、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号。以下「公害補償法点数表」という。)に基づき算定した額の合計額

(例) 一般病棟入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る調整方法

イ 老健法に基づき支払う費用

診療報酬点数表に基づき、下記に掲げる診療料について算定した額の合計額から、下記ロに基づき公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額（控除後の額が0円以下である場合にあっては0円。）

一般病棟入院基本料

老人一般病棟入院医療管理料

ロ 公害補償法に基づき支払う費用

公害補償法点数表に基づき、左記に掲げる診療料について算定した額の合計額

入院料（主たる疾病が公害補償法の対象となる疾病である場合に限る。）

検査料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。）

投薬料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。）

注射料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。）

一般病棟入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断、リハビリテーション及び処置に係る費用(公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。)

ハ 診療報酬明細書の記載例

(→) 「入院」欄には、当該月の診療報酬点数表に基づいて前記イについて算定した点数の合計点数から、当該月のうち老健法に基づく医療に要する給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における、公害補償法点数表に基づいて上記ロについて算定した額を10で除して得た数の合計数を控除した点数を、次のように記載すること。

【記載例】

90	入院年月日		年 月 日
	病	診	90 入院基本料・加算 〇〇〇点 (控除後の点数)
	一般7		× 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間
入 院			92 特定入院料・その他 〇〇〇点 (控除後の点数)

(二) 「摘要」欄には、当該月の診療報酬点数の合計点数及びその内訳並びに老健法に基づく医療に要する給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における公害合計点数の内訳及びその対象疾患名を次のように記載すること。

【記載例】

老人

一般病棟入院基本料	〇〇×〇〇日間=〇〇点	入院料	〇〇点
		検査料	〇〇点
		投薬料	〇〇点
		注射料	〇〇点
		画像診断料	〇〇点
老人一般病棟入院医療管理料	〇〇×〇〇日間=〇〇点	リハビリテーション料	〇〇点
		処置料	〇〇点
合計	〇〇点	合計	〇〇点

(三) その他の項目については、従前どおり、「診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日保険発第82号)」に基づき記載すること。

3 入院時食事療養費に係る食事療養の費用については、主たる疾病が公害補償法の対象である場合には、公害補償法に基づく請求を行い、老健法又は健保法に基づく請求は行わないこと。(ただし、老健法又は健保法に基づいて特別食のみの給付を行う場合を除く。)

- 4 公害補償法に基づく療養の給付と老健法に基づく医療に要する給付又は健保法に基づく療養の給付の両方を受けられない事態が生じないように指導されたいこと。